

平成 24 年度 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会 津波ワーキンググループ函館地区 会議録（要旨）

1. 開催概要

本豪雪ワーキンググループは渡島・檜山管内を 3 地区（江差地区、函館地区、八雲地区）に分けて開催した。

【函館地区】

- 1) 開催日時 : 平成 25 年 2 月 15 日 (金) 10:00 ~ 11:45
- 2) 場 所 : 函館開発建設部函館道路事務所 2 階会議室
- 3) 出席者 : 32 名
- 4) 議 事 :
 1. 開 会
 2. 挨拶
 3. 出席者紹介
 4. 議 事
 - (1) 津波ワーキンググループの目的・検討内容
 - (2) 津波警報等発表時の通行規制について（国道、道道）
 - (3) 大規模地震及び大津波被害発生時における緊急交通路の指定について
北海道警察函館方面本部 交通課
 - (4) 今後の津波対策について
 5. 防災勉強会
 - 話題 1 : 東北地方太平洋沖地震による道路の啓開・復旧と今後の課題
 - 話題 2 : 津波避難の課題と津波による人的被害軽減に向けた今後の方策
 6. 閉 会



写真：函館地区津波ワーキンググループの様子

2. 配布資料

- ・ 座席表、議事次第、出席者名簿
- ・ 資料-1「津波対策検討ワーキンググループ説明資料」
- ・ 参考資料「通行規制図（案）」
- ・ 参考資料「規制箇所詳細図」
- ・ 津波警報発表時の通行規制～道道～（函館建設管理部）
- ・ 大規模災害発生時における緊急交通指定予定路線（北海道警察函館方面本部）
- ・ 津波警報パンフレット（函館海洋气象台）

3. 議事内容

- ・ 議事に入る前に函館海洋气象台業務課長北崎氏より、3月より運用が変更となる津波情報について説明。

3-1 議事1 津波ワーキンググループの目的・検討内容

（1）開催の経緯

- ・ 太平洋沿岸部の津波による被害の見直しが平成24年6月に公表され、その規模はこれまでの想定より非常に大きなものとなった。
- ・ 「東日本大震災」による津波被害を踏まえ、気象庁で津波警報の改善が検討され、新しい津波警報等が平成25年3月より運用開始を予定している。
- ・ そのため、国道及び道道での通行規制区間の再検討を行ったことから、関係機関への周知と意見等をお願いする。

（2）目的と検討内容

- ・ 「道路利用者及び地域住民の安全確保」と「安全を確保した上での道路機能の確保」を実現するため、迅速で住民避難を阻害しない通行規制の実施、道路利用者への情報提供、関係機関における事前情報共有を目的とする。
- ・ 本ワーキンググループでは、津波警報等発表時の通行規制や情報提供・情報共有を中心に意見交換を行い、今後の津波対策における連携・協力体制の構築に向けて、管内の関係機関で認識を共有。

3-2 議事2 津波警報等発表時の通行規制について

（1）国道

①規制区域の設定

- ・ 気象庁の警報発表の津波高さとは北海道より公表されている津波予測の浸水深より、警報ごとの想定地震を設定。
- ・ シミュレーションに基づく想定地震による管内の津波浸水想定区域を「規制区域」とした。なお、北海道の津波予測は太平洋沿岸についてはH18及びH24年度、日本海沿岸についてはH21年度に公表。
- ・ さらに安全性を考慮して、気象庁の警報ごとに予想される津波高さより道路標高が低い区間についても「規制区域」として設定。

表1 警報ごとの規制区域の設定（国道）

	太平洋沿岸部		日本海沿岸部	
	浸水想定区域	道路標高	浸水想定区域	道路標高
大津波警報	H24 津波予測 ^{※1}	10m 未満	H21 津波予測 ^{※3} 重ね合せ最大	10m 未満
津波警報	H18 津波予測 ^{※2} 三陸沖北部	3m 未満	H21 津波予測 ^{※3} 日本海北西沖	3m 未満

②通行規制箇所・区間（案）の設定

- ・規制区域を含む区間とし、迂回や転回による規制区域以外への誘導が可能な箇所で行き止めを実施。
- ・迂回路については、幅員や冬期通行止め等を確認して設定する。

③通行規制区間の設定

- ・道路利用者や地域住民の規制区域への進入防止、迂回による交通を確保するためには、規制区間を極力短くして、規制区域ごとに細かく設定。
- ・しかし、通行規制区間を短くして、市街地や集落を通る生活道路を迂回路として使用した場合、急激な交通量の増加による渋滞や事故発生により地域住民の避難が阻害される恐れがある。
- ・また、実際の通行規制の作業では、道路管理者が危険な区域を通らずに、安全に到達することができないことが考えられる
- ・以上のことから、国道の通行規制区間はいくつかの規制区域を統合して、長い区間で設定した。

④通行規制実施方法

- ・規制方法は通行規制区間へ入る方向への進入を規制し、反対に規制区間から出る方向は通行可能とする片側規制を実施。
- ・規制箇所には人員を配置し、道路利用者の迂回誘導や状況説明を行うとともに、看板等を設置し、情報提供を行う。
- ・ただし、函館市街地のように、交通量が多く、市道が縦横に交差している箇所における通行規制については、規制による影響が大きいことから、情報提供のみとする。

⑤情報提供方法・事前周知方法

- ・津波警報発表時においては、通行規制区間の前後は既存の道路情報板を活用して、規制情報（警報発表や規制区間等）を表示する。
- ・長い通行規制区間については、既存の道路情報板に加え、主要箇所情報板等の設置を検討する。
- ・平時の情報提供としては、各地点の海拔を示す「海拔表示シート」を現在、沿岸部の国道を対象に、整備を進めている。

(2) 道道

- ・道道についても浸水想定区域への車両の進入防止を図るため、人員配置による進入規制実施を行う。
- ・ただし、人員が到達することができない路線等については、進入規制を補完する施設整備として、「小型道路情報板」、「津波浸水予想区域標識」、「海拔表示シート」の整備を全道で進めている。
- ・現在、北海道では平成24年6月に発表された津波浸水想定への対応を優先としており、津波警報レベルでの対応は今後検討する予定である。
- ・函館建設管理部事業所、松前出張所管内での小型道路情報板等の施設整備予定箇所及び進入規制実施予定箇所を説明。また、函館市内においては国道と合わせ、人員配置は実施しないこととする。

3-3 議事3 大規模地震及び大津波被害発生時における緊急交通路の指定について

- ・北海道警察では、大規模災害が発生した際においては、緊急交通指定路線と車両流入禁止区間を設定する予定である。
- ・函館市周辺での対象路線及び対象地区として配布資料で提示している箇所を予定している。
- ・大規模災害が発生した際は、時間の経過と共に交差点等に警察官を配置し、車両等の進入を防止する。

【質問・意見等】

(函館建設管理部事業課) 看板による情報提供では人員は配置しないのか？

(事務局) 案内として人員は配置する予定である。

(森警察署) 標識は浸水想定区域の境界にしか設置しないのか？区域内で色分けの表示をするなどの対応は考えていないか？

(函館建設管理部) 区域内は海拔シートのみでの対応であり、現時点ではそのような対応は予定していない。

(北斗市) 人員配置はどの程度で完了できるのか？

(函館道路事務所) 発生する時間や状況により断定はできないが、東日本大震災の際は1時間程度で対応は可能であった。

3-4 議事3 今後の津波対策について

津波対策における関係機関の今後の対応について発言をお願いした。

(1) 市町村での対応

- ・北斗市：津波対応については検討中であり、避難計画を作成中。避難所の見直しは今年度内に決定予定。
- ・鹿部町：避難計画の素案を作成中。避難は避難目標箇所と避難所の2段階を設定。今年度内に完了予定。

(2) 警察からの意見

- ・北海道警察函館方面：津波警報時での道路管理者への協力は難しいのが現状である。今回想定されている大津波が発生した場合、警察の対応としては避難誘導や広報、人命救助を優先しなくてはならない。

4. 防災勉強会

4-1 話題 1 東北地方太平洋沖地震による道路の啓開・復旧と今後の課題

- ・「東日本大震災」での啓開、復旧対応について国土交通賞仙台河川国道事務所、岩手河川国道事務所への調査を行った。その概要を事務局より紹介。
- ・各管内の被害状況を説明するとともに、町道を迂回路として活用する際の車線確保のため、道路法第 68 条土地収用法や第 122 条を適用し、用地取得せず南三陸町長の了解で、拡幅工事を実施した事例を紹介
- ・また、自衛隊との連携や燃料の配給には小型タンクローリーが有効であることなどを説明。
- ・岩手県の復興計画についても合わせて説明し、現状の課題としてはまちづくり・事業計画策定、都市区画整理などのエンジニアが圧倒的に不足している現状を紹介。

4-2 話題 2 津波避難の課題と今後の方策

- ・「東日本大震災」の津波被害の特徴や課題として、①想定をはるかに超える大津波が襲来、②情報に対する依存、③車避難により被害が拡大、④災害時要援護者の多くが犠牲、⑤消防・警察などの防災職員が多く犠牲、を説明。
- ・これらに対する今後の対応として、①主体的な姿勢を醸成する津波防災教育、②避難先安全レベルの設定、③避難支援の撤退ルールの検討、といった取り組みを和歌山県や釧路市での取り組みを交え紹介。

以 上